

国立大学法人筑波大学学長選考要項

〔平成18年9月11日〕
学長選考会議決定

改正 平成20年6月26日

平成29年3月17日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき国立大学法人筑波大学における学長選考会議が行う学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 学長の選考は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、筑波大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するとともに、情熱と実行力を有し、ビジョンを明示しながら中期計画を策定・推進し、国立大学法人筑波大学の卓越性を高める者」のうちから、学長選考会議が定める基準により行うものとする。

2 学長選考会議は、前項の選考基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(選考時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときに学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長選考会議は、前項第1号に該当するときは任期満了の日の原則として6カ月前を目途に、同項第2号から第4号までに該当するときは速やかに、学長を選考するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学長選考会議は、国立大学法人筑波大学の学長の任期に関する規則（平成18年法人規則第44号。第9条において「規則」という。）第2条第2項に規定する学長の4年の任期満了に当たり、引き続き再任されることができる場合、当該任期満了の日の少なくとも7カ月前に学長の選考を行うものとする。

(選考日程等の公示)

第4条 学長選考会議は、学長の選考に当たり、選考日程その他学長の選考の実施に必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(学長候補者の推薦及び決定)

第5条 学長選考会議は、学長の選考に当たり、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たした者の推薦を求めるものとする。

- (1) 大学教員（助教以上に限る。）10人以上が連署をもって推薦した者で、推薦されることに同意したもの
- (2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第15条第1項第4号に規定する経営協議会の学外委員が推薦した者で、推薦されることに同意したもの

2 前項に規定する推薦は、推薦書、推薦者名簿、同意書、略歴書及び業績調書を添えて、学長選考会議に行うものとする。

3 学長選考会議は、前項の規定により推薦された者を審査し、学長候補者を決定する。

4 学長選考会議は、学長候補者に対し、所信表明書の提出を求めるものとする。

(意向調査)

第6条 学長選考会議は、学長候補者について、常勤の教職員（役員を含む。）の意向調査を行うものとする。

2 前項に規定する意向調査は、投票により行うものとする。

3 学長選考会議は、意向調査に当たり、前条第2項及び第4項に規定する書面を公示するものとする。

4 投票の集計は、大学教員及び事務・技術職員、附属学校教員、附属病院医療系職員等の職種ごとに行うものとし、その結果を公示するものとする。

(学長予定者の決定)

第7条 学長選考会議は、前条に規定する意向調査の結果を確認した後に学長候補者全員との面談を行い、これらの結果に基づき、学長予定者を決定するものとする。

2 学長選考会議は、学長予定者を決定する場合は、3分の2以上の委員が出席し、出席者の3分の2以上の賛意をもって決するものとする。

3 学長選考会議は、学長予定者を決定したときは、速やかに公表する。

(学長選考意向調査投票管理委員会)

第8条 学長選考会議に、意向調査に関する業務の実施及び管理を行わせるため、学長選考意向調査投票管理委員会を置く。

2 前項の規定により設置される学長選考意向調査投票管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(再任の審査及び決定)

第9条 規則第2条第2項に基づき、学長が4年の任期満了後、引き続き再任されることができ

る場合の学長の選考方法は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、当該学長の再任の審査により行うものとする。

- 2 学長選考会議は、学長の再任の審査に当たり、当該学長に対し、再任の意思を確認するとともに、学長の職務に係る業績調書及び所信表明書の提出を求めるものとする。
- 3 学長選考会議は、提出された書面の審査等必要な調査を行い、及び当該学長と面談を行った上で、これらの結果に基づき、当該学長の再任の可否を決定するものとする。
- 4 学長の再任の可否を決定する場合は、3分の2以上の委員が出席し、出席者の3分の2以上の同意をもって決する。
- 5 学長選考会議は、学長に再任の意思がない場合及び前項の審査の結果、再任を否とした場合は、第4条から第7条までの規定に基づき改めて学長の選考を行うものとする。

(特例措置)

第10条 学長選考会議は、学長が任期の途中で辞任するなど欠員が生じた場合において、特に必要と認める場合は、残任期間等を考慮し、別に定める方法により選考することができる。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年9月11日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に学長である者については、この要項の規定により選考されたものとみなす。

附 則 (平20.6.26学長選考会議決定)

この要項は、平成20年6月26日から施行する。

附 則 (平29.3.17学長選考会議決定)

この要項は、平成29年3月17日から施行する。

国立大学法人筑波大学学長選考基準

平成29年3月17日
学長選考会議決定

筑波大学の建学の理念である「基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流連携を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与すること」を実現すべく、学長には以下の資質及び能力等が求められる。

なお、学長選考に際しては、「国籍、年齢、性別は問わない」こととする。

- 1 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、筑波大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者であり、情熱と実行力を有し、ビジョンを明示しながら中期計画を策定・推進し、筑波大学の卓越性を高める者であること。
- 2 安定的な財政基盤の確立と適切な資源再配分を実現できる優れたリーダーシップを有すること。
- 3 高い志と優れた能力を有する教職員を登用し、不断の組織改革を行うとともに、積極的に我が国における大学改革を先導し、大学運営を行う能力を有すること。
- 4 国内外において豊富な経験を有し、国際的な視野と発信力を持ってグローバル化を推進し、国際的互換性のある教育と研究を推進する能力を有すること。

附 記

この決定は、平成29年3月17日から実施する。